



インボイス制度・ 軽減税率制度説明会

令和5年10月1日から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（いわゆる“インボイス制度”）が導入されます。適格請求書等保存方式の下では、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」（いわゆるインボイス）等の保存が仕入税額控除の要件となります。導入前の準備についての説明会です。また、昨年10月1日より導入された軽減税率制度についても説明いたしますので、いまいち不明に感じている等ある方も是非ご参加下さい。

- | | |
|---------------------------|--------------------------------|
| 1 適格請求書とは | 2 適格請求書発行事業者登録制度（申請～登録、スケジュール） |
| 3 適格請求書発行事業者の義務等（売手側の留意点） | 4 仕入税額控除の要件（買手側の留意点） |
| 5 税額計算の方法 | 6 免税事業者の登録手続き など |

新型コロナウイルス感染拡大の 状況に応じ延期となりました

■日
■会

■参加費：無料 ※各会先着30名限定 一社二名参加可

■お申込み：下記にご記入の上、このままFAXにて送信下さい。

- ・換気の為窓を開けて開催します。
- ・新型コロナウイルス感染症状況により中止又は延期の可能性がございます。

セミナー参加申込書 FAX 048-776-2035

ふりがな				どちらかに○を記入して下さい	
貴社名 事業者名				会 員	
				非会員	
所在地	〒		TEL		
			FAX		
参加者名			参加者名		

上記 確かに受付いたしました
(受付印)

参加申込書受理後、左記に受付印捺印の上、同申込書をご返信させていただきます。



お問合せ先 公益社団法人 上尾法人会

〒362-0017 上尾市ニッ宮750上尾市工芸館内

TEL. 048-776-2573 FAX. 048-776-2035

当日は、左記に受付印の入った同申込書をご持参ください

※お申込みにご記入いただいた個人情報につきましては、講座開催に係る受講者の確認、受講者名簿の作成、出欠確認、受講料の入金確認及び講座運営に関する連絡、各種講座情報提供の目的に使用いたします。また、参加者から新型コロナウイルス感染者が発生した場合、保健所等の公的機関へ提供されます。